

別表第2(第12条関係)

サービス種別	緩和した基準による訪問型サービス	生活援助型訪問サービス
基準の趣旨	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準
管理者	1人(非常勤も可) 兼務可	
従事者人数	必要数(サービスが賄える人数)	
従事者資格	身体介護に従事する場合のみ現行サービス型の資格要件を適用	不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)
サービス提供責任者の資格	従事者であれば可(ただし、身体介護を行う場合には、現行相当サービス同様の資格を有する必要がある)	不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)
設備	サービス提供に必要な設備・備品の設置、事業運営に必要な専用の区画	事業の運営に必要な広さを有する区画
個別サービス計画等	必要に応じて作成	不要
サービスの提供拒否	禁止	
資格・認定の有無等の確認	被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認	
心身状況等の把握	サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要	見守り程度の把握で足りる
サービス提供の記録	必要	
利用料等の受領	必要	
利用者に関する市への通知等	不正な保険給付等に関する市町村への通知・緊急時における主治医への連絡等の対応が必要	
運営規程の制定	必要	
介護等の総合的な提供	必要	身体介護を除き必要
その他の順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、設備・備品についての衛生管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備、廃止・休止時の便宜の提供	
安全配慮	保険加入の義務	
利用者のモニタリング	3か月に1回	不要